

### 医療機関の非営利性の確保

根拠法令等…医療法第 7 条、平成 5 年 2 月 3 日総第 5 号、指第 5 号厚生省健康政策局総務課長、指導課長通知（医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について）

- 医療機関は、開設者が実質的な経営の責任主体である必要があること（開設者以外の者による運営は不可）。
- 医療機関（開設者）は、原則として営利を目的としない法人又は医師（歯科医師）である個人である必要があること。
- 開設者である個人及び当該医療機関の管理者、開設者である法人の役員は、原則として、経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務できないこと。
- 医療機関が必要とする土地、建物又は設備を他の第三者から借りる場合においては、
  - ・ 当該土地及び建物については、賃貸借登記をすることが望ましいこと
  - ・ 貸借契約書は適正になされ、借料の額、契約期間等の契約内容が適正であること。
  - ・ 借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと。
- 医療機関の開設・経営に関して、第三者から資金の提供がある場合は、医療機関の開設・経営に関与するおそれがないこと。

### 医療法人の資産要件

根拠法令等…医療法第 41 条、平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330049 号厚生労働省医政局長通知（医療法人制度について）

- 医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないこと。

- 医療法人の施設・設備は、自己所有が望ましいこと。
- 土地、建物を賃貸借している場合は、次の通り、適正な契約であること。
  - ・ 契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められること。
  - ・ 賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。
- 土地、建物を賃貸する場合には、賃貸借登記をすることが望ましいこと。

#### **医療法人の剰余金配当の禁止**

根拠法令等…医療法第 54 条、平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330049 号厚生労働省医政局長通知（医療法人制度について）、医療法コンメンタール

- 医療法人は、非営利性の確保を図るため、剰余金の配当が禁止されていること。
- 剰余金が生じた場合、施設整備、医療機器の購入、職員の処遇改善等に充当するほかは、全て積立金として留保すべきであること。
- 配当ではないが、例えば賃借料が、近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額なものである場合など、事実上利益の分配とみなされる行為は禁止されていること。

参考 1 : 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第 7 条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

2～4 略

5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。

第 8 条 臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師又は助産師が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第 41 条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

第 54 条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

参考 2 : 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）

(医療法人の資産)

第30条の34 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。